

## 文京区災害廃棄物処理計画(素案)への意見に対する区の考え方

### 1 意見募集の概要

件名	文京区災害廃棄物処理計画(素案)
意見の募集期間	令和3年12月6日～令和4年1月5日
意見の提出方法	電子メール(3件)、郵送(0件)、持参(0件)
意見を提出した人数 及び件数	3人 9件

### 2 ご意見に対する区の考え方

No	いただいた意見(原則、原文のまま)	件数	区の考え方
1	10ページの12行目「くみ取り」と、17ページの取組事項欄の「汲み取り」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	1	「くみ取り」に統一いたします。
2	10ページの17行目「できる」と、21ページの3行目「出来ない」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	1	「できる」「できない」に統一いたします。
3	21ページの2行目「あたって」と、37ページの(4)3行目「当たって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	1	「当たって」に統一いたします。
4	41ページの表の「S造」「RC造」とは、何か?	1	表中の記載について「S造(鉄骨造)」「RC造(鉄筋コンクリート造)」に修正いたします。
5	45ページの11行目の冒頭「広さは」は削除したほうがよい。後段の「広さを」と重複しているから。	1	冒頭の「広さは」を削除いたします。
6	63ページの7行目「以下」は「以下、」のほうがよい。1ページ等の記載の例と同様に。	1	「以下「区BCP」という。」に修正いたします。

<p>7</p>	<p>文京区には「文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）」があり、「第 8 節 動物愛護（区・都福祉保健局）」においては「第 1 活動方針」「第 2 活動内容」が記載され、いわゆるペットや愛玩動物も同計画の対象となっています。</p> <p>しかし、文京区災害廃棄物処理計画（素案）を読むと、災害時におけるペットや愛玩動物から出る廃棄物（死体を含む）についての言及はなく、あたかも災害時においてペットや愛玩動物から出る廃棄物（死体を含む）はないか、あるいはあったとしても排除しているようです。</p> <p>ペットとの同行避難も広がる中、避難所においては従来に増してペットや愛玩動物から出る廃棄物が増えると予想されますが、同計画からなぜペットや愛玩動物から出る廃棄物を排除するのか理解に苦しみます。</p> <p>災害時における廃棄物処理計画の中に、避難所においても含めてペットや愛玩動物から出る廃棄物（死体を含む）の処理に関する項目を加え、広く区民に対し周知と理解を求め、災害時に混乱や困惑、トラブルが生じないようにしていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>ペットや愛玩動物から生じる廃棄物（いわゆるふん尿）については、平常時と同様の処理方法（汚物は小石や砂などの異物を取り除きトイレに流す）を原則といたしますが、下水道が使用できない場合には、「計画（素案）」の 54 ページ第 2 章第 6 節し尿対策における「④携帯トイレ等を清掃一組施設へ搬入する場合」に準じた処理を計画しております。</p> <p>その他、ペットのトイレシートやペット砂など、ペットを飼育する事により起因して発生する廃棄物については、平常時と同様に「生活ごみ」の一部として排出していただくことを想定しております。「計画（素案）」の 67 ページ「3 片付けごみ・生活ごみ等の出し方」の凡例に則り、現に中間処理施設の処理能力や収集運搬車両の確保状況、廃棄物の腐敗性の高さ等に応じて優先度を定め、排出いただける品目を個別に調整することとなります。</p> <p>また、避難所から生じる廃棄物についても、基本的な考え方は同様です。</p> <p>次に、ペット等の動物死体の取り扱いについてですが、集積所等に排出いただくことは、衛生環境上望ましくないことから、平常時と同様に、都度ご連絡をいただいた上で個別収集を想定しております。</p> <p>なお、本計画は、災害廃棄物処理の基本的事項を定めるものであり、より具体的な内容については、発災時に策定する実行計画等において定めることとなりますが、区民への周知につきましては、「第 5 章 区民等への周知」に基づ</p>
----------	--	----------	--

			<p>き、発災時に混乱が生じないように、平常時からの広報を行い理解促進に努めるとともに、発災時には状況に応じて、具体的に必要な周知を行ってまいります。</p>
8	<p>火災発生想定地区や浸水想定区域、土砂災害区域等も同時に示した地区集積所、一次仮置場の想定場所を MAP で作成してはいかがでしょうか。これがあると区民の避難経路や緊急車両の搬出ルート等も可視化できるため、他部署にとっても有効な資料になると考えます。</p>	1	<p>地区集積所及び一次仮置場の候補地については、「資料編」の 78 ページに掲載しているところです。発災時には、これら候補地を全て必ず活用するのではなく、周辺地域の被災状況や道路啓開の状況、候補地が利用可能な状況にあるかを勘案して設置をしております。</p> <p>また、候補地以外の地区集積所の選定については、地域の状況等に応じ協議していく必要があることから、計画策定後に地域ごとに協議し、検討しております。</p> <p>今後、MAP の作成については、これらを踏まえて検討しております。</p>
9	<p>資料編の「10. 区民・ボランティアへの周知文書 (例)」は仮置場 (一次仮置き場) の例ですが、むしろ初動期・応急対応期のごみの出し方についての周知文書を作成した方が、大規模災害時の公衆衛生確保の一助となるため有効と考えます。</p> <p>情報として、①感染症対策としてのマスクの捨て方、②腐敗性廃棄物 (生ごみ)、し尿、携帯トイレは地区集積所 (区民の皆様が普段ごみを出す場所) に出すこと。③大規模災害時であっても普段通り分別すること。④粗大ごみは可能な限り区民に保管をお願いすること。等を記載してはいかがでしょうか。</p>	1	<p>「資料編」の「10. 区民・ボランティアへの周知文書 (例)」は、周知文書のイメージを示した一例ですが、区民等への周知につきましては、「第 5 章 区民等への周知」に基づき、発災時に混乱が生じないように、平常時からの広報を行い理解促進に努めるとともに、発災時には状況に応じ、具体的に必要な周知を行ってまいります。</p> <p>なお、「②腐敗性廃棄物 (生ごみ)、し尿、携帯トイレ」は、地区集積所ではなく、普段、廃棄物を出している「集積所」をご利用いただくこととしております。</p>